

警察庁の行う監察に関する訓令（昭33.7.14 警察庁訓令第14号）

施行 昭33.7.14

改正 昭43.6.15警庁訓 8、昭59.6.21警庁訓 8、平6.6.29警庁訓 8、平10.3.25 警庁訓 3

最終改正 平12.3.30警庁訓 4

（この訓令の目的）

第1条 この訓令は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振肅に資するため、警察庁の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監察責任者）

第2条 警察庁の行う監察は、次の表の左欄に掲げる監察責任者が、それぞれ同表の右欄に掲げる監察対象部署（監察の対象とする部署をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

監察責任者	監察対象部署
警察庁長官（以下「長官」という。）	警察庁の内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察
警察庁の附属機関又は地方機関の長	左に掲げるそれぞれの機関
管区警察局長	府県警察

2 監察責任者は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に監察を行わせることができる。

（監察の種類）

第3条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、次に掲げる監察をいう。

(1) 業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察（次号に掲げるものを除く。）

(2) 特別の事情がある場合における業務上の問題点を把握するための監察

3 サービス監察は、次に掲げる監察をいう。

(1) サービスの実態を総合的かつ具体的に把握するための監察（次号に掲げるものを除く。）

(2) 特別の事情がある場合におけるサービス上の問題点を把握するための監察

（監察計画）

第4条 監察責任者は、毎年度、前条第2項第1号及び第3項第1号に掲げる監察（以下「総合監察」という。）を行うための計画（以下「監察計画」という。）を作成し、2月末日までに長官に報告するものとする。

2 監察計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察対象部署
- (4) 監察の時期

3 長官が行う総合監察の実施計画は、所掌事務ごとに、警察庁の内部部局において立案し、首席監察官が調整の上、作成するものとする。

4 長官以外の監察責任者は、監察計画の作成に当たっては、首席監察官と協議するものとする。

（監察実施計画）

第5条 長官は、前条第1項の規定に基づき監察責任者が報告した監察計画をとりまとめ、監察実施計画（監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項に規定する監察実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 長官は、年度開始前に、当該年度の監察実施計画を国家公安委員会に報告するものとする。

（監察の実施）

第6条 監察責任者は、監察計画及び監察実施計画に従い、総合監察を行うものとする。

2 監察責任者は、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに、第3条第2項第2号又は第3項第2号に掲げる監察（以下「随時監察」という。）を行うものとする。

（監察実施上の留意事項）

第7条 監察を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

（指名職員に対する資料の提出等）

第8条 指名職員は、職務遂行上必要と認められるときは、監察対象部署の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(監察実施状況の報告)

第9条 監察責任者は、四半期終了後、速やかに、当該四半期における監察の実施の状況を長官に報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、監察責任者は、随時監察を行つたときは、その都度、速やかに、その実施状況を長官に報告するものとする。

3 長官は、第1項の規定に基づき監察責任者がした報告の内容を取りまとめ、当該報告に係る監察を行つた四半期に属する最終月の翌月末日までに国家公安委員会に報告するものとする。

4 前項に規定する場合のほか、長官は、特に必要があると認めるときは、第2項の規定に基づき監察責任者がした報告の内容を国家公安委員会に報告するものとする。

(監察の結果に基づく措置)

第10条 監察責任者は、監査の結果に基づき業務の改善等必要な事項を監察対象部署の長に指示するものとする。

附則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。